

② 地域猫の誕生磯子区猫の飼育ガイドライン推進協議会の活動

■小柳充子

「磯子区の猫はいいわよね〜。地域猫なんでしょう？」という声を聞くことがあります。まるで磯子区は猫の天国で、猫を保護し守っているかのようです。

本当に磯子区は「猫の天国」か？

磯子区も他の地域と同じく、自由奔放に生活している猫の数の増加により様々な問題を抱えています。そこで磯子区では多くの区民が議論を重ねた結果、全国に先駆けて「地域猫」という概念をつくりだしました。家族の一員として生活している猫を正しく飼育すると同時に、現在自ら生活している猫も地域という大きな家族のなかで正しく管理して生活させようという考え方です。地域に住みついて、人からエサをもらって生活している飼主のいない猫（ここでは外猫と呼びます）を、地域住民が新しい飼主として適切な飼育をし、管理することによって「地域猫」と位置づけて、飼育の所在が明らかな猫へと移行していき、その結果として外猫の減少を図ります。こうした考えのもとに、街作りの一貫として磯子区では「磯子区猫の飼育ガイドライン」がつくられました。

「猫の飼育ガイドライン」は、家庭で飼育されている猫の正しい飼い方、現在地域に住みついている猫との接し方をわかりやすく説明しています。都市では、犬と違い猫は自由奔放に生活しています。また、飼主自身も他人の迷惑を考えずにいるのは気付かずに飼育していることもあります。このガイドラインは人と猫とが共生していくための最低守るべきルールとして、正しい飼い方・接し方・遵守事項を明確にすることによって、適切な飼育や動物愛護への理解を普及し、人と猫とが快適に共生できる街作りを進めていくためのものです。

自由奔放に生活している猫の増加により、猫に対して不快感を感じる人も増え、様々な猫をめぐるトラブルとなり、それが発展して地域住民同士のトラブルにもなっています。飼い猫ですらいい加減な飼い方をして他人に迷惑をかけていることに気付いていない飼主もいるようです。飼主自身が人に迷惑をかけるないように、また不妊去勢手術を望まない仔猫を増やすことのないよう、そして終生愛情を持って飼育することを自覚する必要があると。また外猫にエサを与えている人に先ず考えてほしいのは、エサを与えるのは自

由ですが、それによって迷惑している人もいることです。そこで飼い猫も外猫も管理する必要があると。

外猫において、エサの与え方、周囲の掃除、そしてこれ以上猫を増やさないための不妊去勢手術を個人で行うのは大変です。そこでガイドラインでは、近所の方で何人かのグループを作りそのグループで管理をしていく事を提案しています。実際にグループで活動している方たちは、エサやり、周辺の掃除、手術のための捕獲・運搬を手分けしたり、手術費用を捻出するためのガレージセールを行ったりしています。こつそりと猫にエサを与えるのではなく、前向きに猫たちの管理もしますという姿勢が地域の方たちの猫に対する考え方を変えていき、いては困る猫からいても気にならない猫に変わってきている地域もあります。地域猫という概念でグループでの管理を始めている地域では、着実にその成果が現れてきています。

しかしながら理想と現実とは違うもの!! そんなにうまく事は運びません。猫好きのチョット変わり者と思われる通称ネコおばさんが、前向きな姿勢で仲間を募り、活動を始め

(のら猫委員会のメンバーたち)
野良猫を「磯子区猫の飼育ガイドライン」に基づく「地域猫」として適切な飼育管理をし、周辺住民より認知が得られるよう毎日努力しています。

写真一 地域猫の世話をする地域猫実践グループ



るのは並大抵のことではありません。でも、必ず理解をして賛同してくれる仲間がいると信じて、今日も活動をしています。そして確かに仲間は増えていっています。こんな地域猫活動を応援しているのが、「磯子区猫のガイドライン推進協議会」です。猫の飼育ガイドラインを推進するために設立された磯子区民を中心としたボランティアの会で、猫の正しい飼い方、地域猫の考え方を普及する活動や、実際に外猫を地域猫にしていく活動をしています。

現在、二十二のグループがガイドラインにそって外猫を地域猫にしていくために不妊去勢手術をすすめ、周囲の方々に迷惑をかけない方法を試行錯誤しています。また、実際に猫との関わりがない方にも、ガイドラインに賛同して会員になっていただき、協議会のボランティア活動に参加していただき、協議会のボランティア活動に催し物（たとえば、磯子祭りや汐見台のさくら祭りなど）に参加して、ガイドラインの啓蒙、協議会会員の募集、募金活動やバザー、外猫に関する相談などを行っています。また新しい試みとしては、外猫・地域猫を増やさないために猫の里親会を始めました。こうした活動は、地域猫の世話をしているグループの方たちの情報交換の場にもなります。これから地域猫の活動を始める方と考えている方や外猫のことで一人悩みに活動を進めていくお手伝いができればと考えています。

協議会の資金は、すべて協議会会員の会費

と募金から成り立っています。昨年は少ない資金の中から、磯子区の獣医師の協力をえて不妊去勢手術の助成金事業を試みました。

磯子区にいる猫がみんな地域猫のように考えていらっしやるのかもしれない。それは、間違いです。ガイドラインを作っても問題の解決にはなりません。それをうまく利用していく区民皆さんの理解と努力がなければ、何も起きません。また、このガイドラインは単に猫のためのガイドラインという訳ではありません。この地域に生活している住人が心豊かに、快適に生活するためのガイドラインともいえるでしょう。

地域猫の活動は磯子区においても始まったばかりといえます。地域猫という言葉だけが世間に取り上げられています。実際の活動はまだまだ発展途上の段階です。区民の皆様には本当の地域猫の概念を知ってもらおうこと、そして猫の飼育ガイドラインを理解していただくことから始まります。磯子区猫のガイドライン推進協議会は、多くの方にこの活動に参加していただき、活動を通じて猫をめぐる様々なトラブルを少しでも減らし、身近な動物との関わりを通じて「命の尊さ」を暮らすの中で考える心を大切にする、そんな磯子区を創っていきたくて考えています。

『あなたの地域では、外で生活する猫を排除しますか？それとも共生しますか？』

△磯子区猫の飼育ガイドライン推進協議会

務局長▽

【設立の提案書】より

現在、世界中で「生命の尊厳」と「地球環境」という問題が大きく取り上げられ、「生命倫理」、「環境倫理」という形で議論がなされています。この二つに共通するものに、人間以外の動物の問題があります。そしてこれらの動物も人間と同じように、この地球で生きていく権利があるのではないかと考え、大きなうねりとなって世界中を駆けめぐっています。

一方、私達が生活している磯子区に目を転じてみますと、犬や猫をはじめ多くの動物が住んでいます。人間のパートナーとして、家族のひとりと生活している動物もあれば人間に頼らず自ら生活している野生動物もいます。いずれもこの地球で一生懸命に生きています。生きる動物といわれています。しかし、本来猫という動物は、人間のために人間がつくりだしてしまっただけです。人間がどこかで関係していないと幸せには暮らせない動物といえるでしょう。したがって、人間が何らかのかたちで管理する必要がある動物ということになります。

磯子区では多くの区民が議論を重ねた結果、全国に先駆けて「地域猫」という概念をつくりだしました。家族のひとりと生活している猫を正しく飼育すると同時に、現在自ら生活している猫も地域という大きな家族のなかで正しく管理をして生活させようという考え方で。こうした考えのもとに、街づくりの一貫として磯子区では「猫の飼育ガイドライン」がつけられました。このガイドラインを推進するには、多くの人々の協力が必要です。そこで、具体的に推進を図るために区民を中心としたボランティアの会を設立してこの事業を進展させようと考えた次第です。……

磯子区猫の飼育ガイドライン推進協議会
設立準備事務局代表 武部 正美

写真-2 協議会キャンペーンの実施



地域で開催される各種お祭りに参加し、協議会のPRをはじめバザー、募金活動、会員募集、飼育相談等を実施しました。
汐見台地区桜まつり（平成十二年四月八日 汐見台中央広場にて）

写真-3 第24回磯子まつり



（平成十二年十月二十九日 区役所前産業道路上にて）

磯子区猫の飼育ガイドライン

1 目的
人間の生活環境の変化に伴い、生活をともにしてきた猫達も住みたくい環境への対応をせまられています。また、猫はその習性から自由な拘束し管理することが非常に難しく、糞尿やゴミあさりによる環境汚染をはじめ、ミナトによる人体への害器物の破損等周辺地域へ与える影響も大きく、トラブルや苦情にもなっています。

そこで、このガイドラインを人と猫が共生していくための最低守るべきルールとして、正しい飼育方法・接し方・遵守事項などを明確にすることに、適切飼育や動物愛護の理解を普及し人と猫とが快適に共生できる街づくりを進めることを目的とします。

2 基本的考え方

今飼育している猫が「ホームレス化しない」ようにする一方、現在地域に住みついでる人からエサをもらって生活している飼主の猫を、地域住民が適切な飼育を行い管理することによって「地域猫」と位置付け、飼育責任所在が明らかな猫へと移行させていき、その結果として「ホームレス猫」の減少を図ります。

3 定義

猫の飼育方法によつての扱い・接し方は大幅に違うため、次の三種類に分類します。

- (1)飼育猫
飼主と居住場所が明確であり、主・特定の人からエサをもらい生活している猫。
- (2)ホームレス猫
特定飼主がなく、地域に住みつき人からエサをもらい生活している猫。
- (3)地域猫
このガイドラインに示されている「飼主の遵守事項(ホームレス猫の場合)」に従って、地域で適切飼育された猫。

●その他の猫

※ノコ飼主のものはなれ野生化し、常時山野にて野生の鳥獣等を捕食し生息している猫。

4 飼主の 般的な心構え

- (1)動物の保護及び管理に関する法律・横浜市動物保護管理条例・地域の飼育規定等に規定された飼主の義務を守る。
- (2)猫の習性・生理等を十分理解するとともに、飼主として責任を自覚し、愛情をもって猫を終生・適切に飼育すること。
- (3)猫が動物である事を理解し、人間のように考えないしなないようにしよう。
- (4)周辺地域の人々の立場を尊重し、自己満足のため他人に迷惑をかけることのないよう、細心の注意を飼育するよう心がけよう。
- (5)飼主の心算を、家族が一人増えるという意識を持ちましょう。
- (6)自分の心の安否のためだけに猫を可愛がること、まわりの人のことが見えなくなるが、近所の方々は「一番近い世の中」で、猫は「猫」の外のことでも普通の挨拶が交わされる間柄にならなくてはなりません。
- (7)猫にまつわる苦情が人間関係にも影響を及ぼすことがあるので、苦情の内容を冷静に分析し、自分の都合や言分ばかりを主張しないで、より良い対応をしよう。
- (8)猫が嫌いな人やアレルギー等接することを避ける人がいる旨を理解しよう。
- (9)「増やさない」「いじめない」「口を守る」と。

5 猫の本能・習性・性質

- (1)夜行性
- (2)昼間は寝ていることが多く、夜間活動が活発化します。
- (3)季節発情
メスの発情は、ほぼ決まった時期に数回繰り返します。オスは、独自の発情周期を持っていません(メスの発情に誘われます)。
- (4)縄張り意識
オスは縄張り意識が強く、特にメスの発情期にはオスの活動範囲が広がり、ケカも増えます。
- (5)わらかい土、砂地を好みます。オスの場合、尿の「キグクグ(グロ)」を行うことが多くあります。
- (6)爪とぎ
猫の気分がリラクスしたり高揚したりした時、また爪の新陳代謝が行われる時に見られる本能的な習性です。
- (7)性質
猫は自尊心が強く、気ままに、気まぐれのため飼主の言いなりにならないものです。神経が繊細で、急な環境の変化、突然の大きな音や騒々しい環境を嫌います。
- (8)守り
※(2)(3)(4)は、不妊去勢手術により抑えることが可能です。

6 遵守事項

飼育猫の場合

【飼育管理について】

- (1)猫の飼育場所は原則として、室内で飼育するように努めること。
- (2)出入り自由の猫でも、夜は家の中に飼育しよう。
- (3)飼育する猫の数は居住環境を踏まえ、その環境に合った猫の数を把握し、飼育可能な最小限とする。
- (4)飼主1世帯で、おおよそ3匹までを目安とする事が望ましい。
- (5)飼主1世帯で、おおよそ3匹までを目安とする事が望ましい。
- (6)飼主1世帯で、おおよそ3匹までを目安とする事が望ましい。
- (7)飼主1世帯で、おおよそ3匹までを目安とする事が望ましい。
- (8)飼主1世帯で、おおよそ3匹までを目安とする事が望ましい。
- (9)飼主1世帯で、おおよそ3匹までを目安とする事が望ましい。
- (10)飼主1世帯で、おおよそ3匹までを目安とする事が望ましい。
- (11)飼主1世帯で、おおよそ3匹までを目安とする事が望ましい。
- (12)飼主1世帯で、おおよそ3匹までを目安とする事が望ましい。
- (13)飼主1世帯で、おおよそ3匹までを目安とする事が望ましい。
- (14)飼主1世帯で、おおよそ3匹までを目安とする事が望ましい。
- (15)飼主1世帯で、おおよそ3匹までを目安とする事が望ましい。
- (16)飼主1世帯で、おおよそ3匹までを目安とする事が望ましい。
- (17)飼主1世帯で、おおよそ3匹までを目安とする事が望ましい。
- (18)飼主1世帯で、おおよそ3匹までを目安とする事が望ましい。
- (19)飼主1世帯で、おおよそ3匹までを目安とする事が望ましい。
- (20)飼主1世帯で、おおよそ3匹までを目安とする事が望ましい。

ホームレス猫の場合

- (1)首輪を付けて飼主がいることを明確にし、身元がわかるようにしておくこと。
- (2)猫による汚損・破損・傷害等苦情が発生した場合は、その責任を負うこと。
- (3)近所の方々の猫に対する反応がかわります。
- (4)猫の飼育が認められている集合住宅では、飼育者の会を作り、よりよい飼育の仕方の周知、苦情処理といった窓口としての役割を果たすことが望ましい。
- (5)飼育の仕方に関する苦情処理については、飼育者の会を作り、よりよい飼育の仕方の周知、苦情処理といった窓口としての役割を果たすことが望ましい。
- (6)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (7)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (8)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (9)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (10)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (11)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (12)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (13)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (14)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (15)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (16)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (17)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (18)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (19)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (20)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。

ホームレス猫の場合

- (1)首輪を付けて飼主がいることを明確にし、身元がわかるようにしておくこと。
- (2)猫による汚損・破損・傷害等苦情が発生した場合は、その責任を負うこと。
- (3)近所の方々の猫に対する反応がかわります。
- (4)猫の飼育が認められている集合住宅では、飼育者の会を作り、よりよい飼育の仕方の周知、苦情処理といった窓口としての役割を果たすことが望ましい。
- (5)飼育の仕方に関する苦情処理については、飼育者の会を作り、よりよい飼育の仕方の周知、苦情処理といった窓口としての役割を果たすことが望ましい。
- (6)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (7)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (8)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (9)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (10)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (11)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (12)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (13)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (14)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (15)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (16)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (17)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (18)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (19)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (20)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。

ホームレス猫の場合

- (1)首輪を付けて飼主がいることを明確にし、身元がわかるようにしておくこと。
- (2)猫による汚損・破損・傷害等苦情が発生した場合は、その責任を負うこと。
- (3)近所の方々の猫に対する反応がかわります。
- (4)猫の飼育が認められている集合住宅では、飼育者の会を作り、よりよい飼育の仕方の周知、苦情処理といった窓口としての役割を果たすことが望ましい。
- (5)飼育の仕方に関する苦情処理については、飼育者の会を作り、よりよい飼育の仕方の周知、苦情処理といった窓口としての役割を果たすことが望ましい。
- (6)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (7)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (8)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (9)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (10)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (11)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (12)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (13)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (14)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (15)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (16)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (17)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (18)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (19)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (20)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。

ホームレス猫の場合

- (1)首輪を付けて飼主がいることを明確にし、身元がわかるようにしておくこと。
- (2)猫による汚損・破損・傷害等苦情が発生した場合は、その責任を負うこと。
- (3)近所の方々の猫に対する反応がかわります。
- (4)猫の飼育が認められている集合住宅では、飼育者の会を作り、よりよい飼育の仕方の周知、苦情処理といった窓口としての役割を果たすことが望ましい。
- (5)飼育の仕方に関する苦情処理については、飼育者の会を作り、よりよい飼育の仕方の周知、苦情処理といった窓口としての役割を果たすことが望ましい。
- (6)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (7)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (8)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (9)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (10)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (11)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (12)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (13)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (14)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (15)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (16)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (17)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (18)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (19)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (20)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。

ホームレス猫の場合

- (1)首輪を付けて飼主がいることを明確にし、身元がわかるようにしておくこと。
- (2)猫による汚損・破損・傷害等苦情が発生した場合は、その責任を負うこと。
- (3)近所の方々の猫に対する反応がかわります。
- (4)猫の飼育が認められている集合住宅では、飼育者の会を作り、よりよい飼育の仕方の周知、苦情処理といった窓口としての役割を果たすことが望ましい。
- (5)飼育の仕方に関する苦情処理については、飼育者の会を作り、よりよい飼育の仕方の周知、苦情処理といった窓口としての役割を果たすことが望ましい。
- (6)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (7)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (8)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (9)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (10)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (11)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (12)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (13)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (14)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (15)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (16)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (17)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (18)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (19)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (20)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。

ホームレス猫の場合

- (1)首輪を付けて飼主がいることを明確にし、身元がわかるようにしておくこと。
- (2)猫による汚損・破損・傷害等苦情が発生した場合は、その責任を負うこと。
- (3)近所の方々の猫に対する反応がかわります。
- (4)猫の飼育が認められている集合住宅では、飼育者の会を作り、よりよい飼育の仕方の周知、苦情処理といった窓口としての役割を果たすことが望ましい。
- (5)飼育の仕方に関する苦情処理については、飼育者の会を作り、よりよい飼育の仕方の周知、苦情処理といった窓口としての役割を果たすことが望ましい。
- (6)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (7)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (8)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (9)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (10)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (11)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (12)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (13)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (14)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (15)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (16)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (17)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (18)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (19)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (20)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。

ホームレス猫の場合

- (1)首輪を付けて飼主がいることを明確にし、身元がわかるようにしておくこと。
- (2)猫による汚損・破損・傷害等苦情が発生した場合は、その責任を負うこと。
- (3)近所の方々の猫に対する反応がかわります。
- (4)猫の飼育が認められている集合住宅では、飼育者の会を作り、よりよい飼育の仕方の周知、苦情処理といった窓口としての役割を果たすことが望ましい。
- (5)飼育の仕方に関する苦情処理については、飼育者の会を作り、よりよい飼育の仕方の周知、苦情処理といった窓口としての役割を果たすことが望ましい。
- (6)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (7)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (8)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (9)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (10)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (11)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (12)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (13)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (14)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (15)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (16)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (17)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (18)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (19)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (20)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。

ホームレス猫の場合

- (1)首輪を付けて飼主がいることを明確にし、身元がわかるようにしておくこと。
- (2)猫による汚損・破損・傷害等苦情が発生した場合は、その責任を負うこと。
- (3)近所の方々の猫に対する反応がかわります。
- (4)猫の飼育が認められている集合住宅では、飼育者の会を作り、よりよい飼育の仕方の周知、苦情処理といった窓口としての役割を果たすことが望ましい。
- (5)飼育の仕方に関する苦情処理については、飼育者の会を作り、よりよい飼育の仕方の周知、苦情処理といった窓口としての役割を果たすことが望ましい。
- (6)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (7)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (8)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (9)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (10)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (11)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (12)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (13)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (14)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (15)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (16)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (17)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (18)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (19)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。
- (20)猫が死亡した場合は、適切な取り扱を行うこと。

写真-5 夏休み「地域猫体験者」への表彰



写真-4 ねこの里親会



夏休み期間中毎日、地域猫の世話を手伝ってくれた小学生に対して、協議会より表彰状を授与しました。(平成十二年九月十八日 水取沢小学校校長室にて)

人間の身勝手不幸になった猫たちを家族の一員として迎えてくれる人を求める活動を始めました。(平成十二年十月十五日 磯子区総合庁舎前にて)